

令和 7 年

第 3 回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和7年第3回教育委員会会議 議事録

- 1 期 日 令和7年3月27日 木曜日
- 2 場 所 教育委員室
- 3 開 会 午後2時
- 4 閉 会 午後3時
- 5 出席者 教育長 安田 浩幸
委 員 吉村 昌之
松塚 智宏
高橋 重剛

6 説明のための出席者

教育次長	小林 栄幸	教育次長	藤澤 修
総務課長	高島 知行	教職員給与課長	伊岡森 亨
高校教育課長	久慈 隆正		

7 会議に付した事項

報告第4号	教育庁等職員の任免についての専決処分報告
報告第5号	令和8年度秋田県立高等学校学級減等の予定（案）について
議案第11号	市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部等を改正する規則案について
議案第12号	市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案について
議案第13号	市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第14号	秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について
議案第15号	教職員の懲戒処分について

8 承認又は可決した事項

報告第4号	教育庁等職員の任免についての専決処分報告
報告第5号	令和8年度秋田県立高等学校学級減等の予定（案）について
議案第11号	市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部等を改正する規則案について
議案第12号	市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案について
議案第13号	市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第14号	秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について
議案第15号	教職員の懲戒処分について

9 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和7年第3回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は3番松塚委員と5番高橋委員にお願いいたします。

なお、2番奥委員、4番大塚委員は本日欠席しております。

審議に入る前に、議事の進行についてですが、本日御審議いただく報告第4号、議案第15号は人事案件であることから、秘密会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それではそのように進行いたします。

はじめに、報告第5号「令和8年度秋田県立高等学校学級減等の予定（案）について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告第5号「令和8年度秋田県立高等学校学級減等の予定（案）について」説明概要

- ・中学生の進路先の検討時期等に考慮し、この時期に原案を公表している。
- ・高校入試の結果や、定員の充足状況、生徒の動向等、様々な観点から検討し、令和7年7月に正式決定し、発表する。
- ・原案は資料のとおり。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

男鹿地域については、統合校開校に向けての再編整備の一環だと説明がありましたが、男鹿海洋高校と男鹿工業高校自体が無くなるのではなく、学科の募集が無くなるという認識でよろしいでしょうか。

【高校教育課長】

そのとおりです。

【安田教育長】

他になければ、報告第5号を承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、報告第5号を承認します。

次に、議案第11号から議案第13号までは、教職員給与課長から続けて説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第11号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部等を改正する規則案について」説明概要

- ・市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、職員が昇

格又は降格した場合の号給、扶養手当の支給に係る規定、義務教育教員特別手当の月額に関する規定、市町村立学校の閉校に伴うへき地学校等の指定等を改めるとともに、勤務時間の割振り等の基準等を定めるなど、必要な規定の整理を行うもの。

- ・主な改正内容は、資料のとおり。

議案第 1 2 号「市町村立学校職員の給与等に関する条例第三十二条第三号の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、市町村が処理する事務の範囲を改める必要があるため、必要な規定の整理を行うもの。
- ・市町村が処理する事務の範囲に、扶養手当に係る届出の受理及び月額の改定を加える。

議案第 1 3 号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、職員の通勤手当に関して、必要な規定の整備を行うもの。
- ・主な改正内容は、資料のとおり。

改正規則 3 件について、あらかじめ人事委員会と事前協議を行い、異議がない旨回答をいただいている。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

議案第 1 3 号について、高速道路を利用する際に通勤時間が 3 0 分以上短縮できる場合にのみ支給していたものを、今まで対象にならなかった教職員に対しても認めるといった趣旨でよろしいでしょうか。

【教職員給与課長】

現在は通勤時間が 3 0 分以上短縮できる見込みがあることも支給要件にしておりましたが、高速道路を利用することによって職員の通勤事情の解消に効果がある場合も認めるということで、条例から 3 0 分の制限を省いたといった内容となっております。

【松塚委員】

高速道路を利用した場合、通勤手当として実費支給になるのでしょうか。

【教職員給与課長】

実際には高速道路を利用する際の割引制度がございますので、反映させながら実費支給に近い形で手当を支給しております。

【松塚委員】

そうすると遠隔地から通われる教職員の負担を改善させるために導入するというイメージでよろしいでしょうか。

【教職員給与課長】

おっしゃるとおりです。

【高橋委員】

通勤距離や通勤時間が高速道路を利用してもそれほど変わらない場合でも支給されるのでしょうか。通勤中の道路状況などによって精神的負担も減ると思います。

【教職員給与課長】

教職員給与課では、利用内容の合理性や定められた基準に満たしているかを審査し、ある程度職員に寄り添いながらバランスを見て対応させていただいております。

【吉村委員】

秋田県で働いている教職員の皆様に気持ちよく働いていただくためにも、給与関係は特に変えていけないといけないと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

余談ですが、1か月で支給されている通勤手当の最大額がわかれば教えてください。

【教職員給与課長】

通勤方法によって上限額は変わってきますが、今までは5万円程度でした。今回の改正によって15万円まで引き上げられますので、遠距離で通勤されている教職員の負担もより軽減されると思います。

【吉村委員】

降格というケースは実際あるのでしょうか。

【教職員給与課長】

人事関係の話ですので、教職員給与課としては事案があれば対応しております。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、一括して表決を採ります。

議案第11号、議案第12号、議案第13号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第11号、議案第12号、議案第13号を原案どおり可決します。

次に、議案第14号「秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第14号「秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行及び人事委員会規則の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うもの。
- ・条例の一部改正によりフレックスタイム制度が拡充され、原則全ての職員が対象となったため、それに伴う勤務時間の割り振りについては校長が行うもの。
- ・人事委員会規則の一部改正により、生理休暇の名称を健康管理休暇に改めるもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

フレックスタイム制度が拡充されたことによって校長先生の負担が増えることになりましたが、負担解消に向けての対応はありますか。

【高校教育課長】

知事部局に合わせて整備するものですが、運用に関してはこれから検討していくものになります。教職員に関しては授業がありますので、フレックスタイム制度の利用は難しいと思われますが、授業の少ない日や長期休暇期間などは利用できるかと思いますので、ある程度整備した上で運用していきたいと思います。

【吉村委員】

校長先生が勤務時間を割り振りするということで、教職員から不満などがあがることも考えられますので、気をつけながら進めていただきたいと思います。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第14号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第14号を原案どおり可決します。

ここで、「5 その他」として何かございませんか。

報告第4号、議案第15号は人事案件であることから、秘密会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、秋田県教育委員会会議規則第25条により秘密会といたします。傍聴の方は退室願います。

※秘密会のまま終了